

3年ごとの介護保険事業計画の見直しに伴い、 令和6～8年度の65歳以上の介護保険料が決まりました！



介護保険制度は3年ごとに事業計画を見直し、保険料もそれに伴って変更します。第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料基準額は、これまでと同額の月額6,600円（年額79,200円）に決定しました。各所得段階別の保険料は下表のとおりです。

4月10日頃、暫定介護保険料仮徴収額決定通知書を送付します。ただし、令和5年中の収入などがまだ確定していないため、通知する介護保険料額は、令和4年中の所得などから算出した仮徴収額となっています。

令和5年度中の所得などにに基づき算出した保険料決定額は、7月中旬に通知します。

●保険料基準額の算定方法

$$\begin{array}{c}
 \text{南阿蘇村の} \\
 \text{保険料基準額} \\
 \mathbf{6,600\text{円}} \\
 \text{(月額)}
 \end{array}
 = \frac{
 \begin{array}{c}
 \text{南阿蘇村の介護サービスに} \\
 \text{必要な3年間の介護給付費見込額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{65歳以上の人の} \\
 \text{負担分(23\%)}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{c}
 \text{南阿蘇村の65歳以上の人の人数}
 \end{array}
 } \div \begin{array}{c} \mathbf{36\text{カ月}} \end{array}$$

※65歳以上の人の人数は、3年間（令和6～8年度）の延べ人数の推計値です。

令和6年度から3年間の第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料

		所得段階	対象者	保険料率	保険料年額(月額)	
本人が 村民税非課税	非課税世帯	第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.285	22,560円 (1,880円)	
		第2段階	合計所得金額 + 課税年金収入額が	80万円超120万円以下の人	基準額×0.485	38,400円 (3,200円)
		第3段階		120万円を超える人	基準額×0.685	54,240円 (4,520円)
	課税世帯	第4段階	80万円以下の人	80万円以下の人	基準額×0.90	71,280円 (5,940円)
		第5段階(基準額)		80万円を超える人	基準額	79,200円 (6,600円)
本人が 村民税課税	第6段階	合計所得金額が	120万円未満の人	基準額×1.20	95,040円 (7,920円)	
	第7段階		120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	102,960円 (8,580円)	
	第8段階		210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	118,800円 (9,900円)	
	第9段階		320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	134,640円 (11,220円)	
	第10段階		420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	150,480円 (12,540円)	
	第11段階		520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	166,320円 (13,860円)	
	第12段階		620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	182,160円 (15,180円)	
	第13段階		720万円以上の人	基準額×2.40	190,080円 (15,840円)	

※国の改正に伴い、所得段階区分をこれまでの11段階から13段階へ変更しています。

介護サービス給付費は増加傾向にあります

要介護認定者数の増加に伴い、介護サービス給付費が増大しています。給付費が増加すると、介護保険料の基準額も高くなります。令和6年度～8年度は基金の取り崩しをおこなうことにより、介護保険料の上昇を抑えています。

今後も高齢化率は高くなる見込みで、介護保険料に影響を与えていくと考えられます。

普通徴収の人へ納入通知書を4月10日頃に送付します

年金が年額18万円未満の人などは、納付書や口座振替で各自納める普通徴収となります。

普通徴収の人の納付書は4月10日頃に送付します。

〈問い合わせ〉健康推進課 高齢者支援係 TEL0967 (67) 2704